

国立大学法人高知大学廃棄薬品類処理細則

平成16年4月1日
規則第104号

最終改正 平成28年9月28日規則第30号

第1条 この細則は、国立大学法人高知大学廃水処理規則第6条の規定に基づき、廃棄薬品類（以下「薬品類」という。）の処理について必要な事項を定める。

第2条 薬品類の処理については、別表廃棄薬品類処理要領により処理するものとする。

第3条 この細則の改廃については、高知大学環境保全委員会（以下「委員会」という。）が行う。

第4条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成28年9月28日規則第30号）

この規則は、平成28年9月28日から施行する。

別表（第2条関係）

廃棄薬品類処理要領

1 実験室等において前処理を必要とするもの

廃棄物質	処理方法	備考
強酸 強アルカリ	水で適当に希釈し、中和後放流する。	PH6～8
シアン塩	水酸化ナトリウム液でアルカリ性とし、次亜塩素酸ナトリウム液を充分加えてかきまぜ、1夜放置後貯留する。	ドラフト内で行う。
水と激しく反応する物質 (例)金属ナトリウム 塩化チオニル 等 五塩化リン	適応した処理を行い、中和後放流する。 アルコールに少量ずつ加え、完全にとけてから水で希釈 多量の水に徐々に加えて分解	
爆発性物質 (例) ピクリン酸 有機過酸化物 塩素酸塩 等	個別処理を必要とするため、薬品名を明示して貯留する。	

2 貯留薬品廃液の分類

容器の表示	内容	備考
CN	シアン塩を次亜塩素酸ナトリウムで処理した液 その他の無機シアン化合物	
Hg	水銀化合物	金属水銀は別に貯留
クロム硫酸	重クロム酸カリ-硫酸の廃液	その他の6価クロムを含む。
重金属	銅、マンガン、コバルト、亜鉛、3価クロム等	写真用廃液を含む。
有燃	アルコール、アセトン、エーテル、ベンゼン等可燃性有機溶剤。但し30%以上の水を含む水溶性溶剤は水で希釈し放流する。	溶剤は極力回収再使用する。
不燃	クロロホルム、四塩化炭素等、不燃性溶剤	
油	機械油、食用油等	
有固	固形、粉末状の有害有機薬品	
有水	ホルマリン、ギ酸、その他有害有機薬品の水溶液	
(個別表示)	爆発性物質	個別処理

- 注1 処理装置のパイプがつまるため、液体または溶液中に固形物を混入させないこと。
 同じ表示であっても、固体と液体は別に貯留する。液体は指定のポリ容器、固体は広口瓶、ポリバケツ等に貯留すること。
- 2 重金属と有機物が混合しているものは、重金属の表示をすること。
- 3 上表の分類に該当しないものは、委員会の指示によって処理すること。
- 4 前処理及び貯留は各実験室で行い、委員会の指示する時期に所定の場所に搬入すること。